

介護支援専門員と医師の連携に関して

在宅での療養生活において、何らかの課題がある場合への対応

平成 28 年 4 月 28 日
大阪介護支援専門員協会
堺ブロック支部長会

- ① お薬が適切に飲むことが難しい、療養上の注意を守ることが難しい等
健康管理が難しい状況を発見
↓
- ② 介護支援専門員（本人・家族等）から主治医に状況を報告・相談
↓
- ③ 医師から療養上の注意を本人・家族等へ説明を実施
社会資源の導入で対応が必要な場合、活用する制度を協議・選定
↓
本人・家族等の意向を確認
↓
医師が指示書などを発行

※介護支援専門員が主治医に報告・相談した際に、医師から医療系サービスの調整等を依頼頂く場合もあります。
主治医に経過報告を行いながら、調整等を実施して下さい。

*活用する制度、事業種類、提供事業所を決めてから主治医に相談すること、専門職種としての医師の権限を侵すことになります。ご注意ください。

「堺市版 医療と介護の多職種連携マニュアル」を必ず確認下さい。

該当 URL <http://www.sakai-med.jp/renkei/>

一般社団法人堺市医師会 HP→医療関係者の皆様へ→医療介護の多職種連携マニュアル